

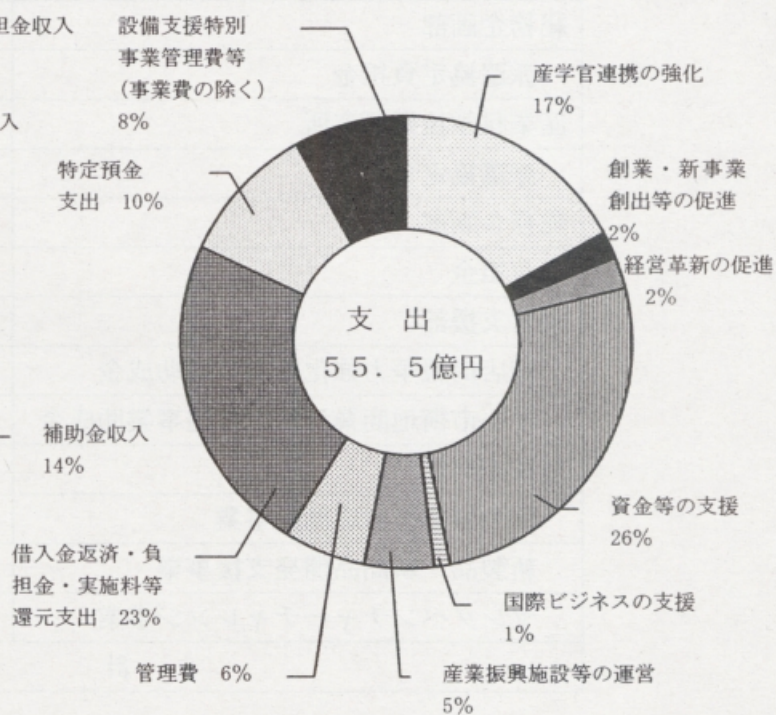
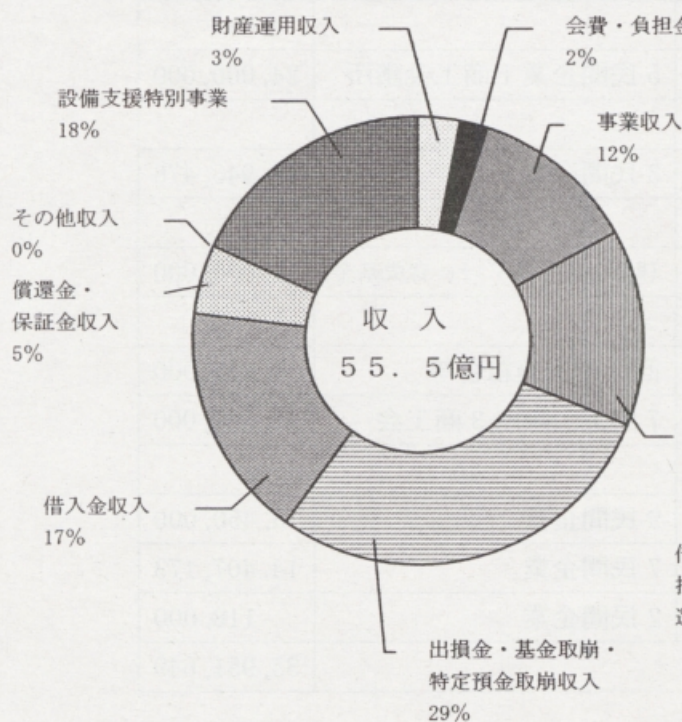
職員

所属	計	7° 0/1° -	任期付 職員	派遣職員				県 OB	非常勤	大学 兼業
				県	市	団体	民間			
[本部]										
総務企画部	18	5	4	3				4	2	
新事業支援部	15	1	4	3			2		5	
経営支援部	17	8	1	1			3		4	
技術振興部	18	1	3	3	1	2	4		1	3
国際部	8		1	1	2	1	1	1	1	
[研究所]	85	1	29	9			13	1	2	30
[支所]	4	1		1					2	
計	165	17	42	21	3	3	23	6	17	33

(7) 平成17年度収支決算概要

(単位：千円)

収入		支出	
財産運用収入	164,663	産学官連携の強化	857,478
会費収入	20,428	創業・新事業創出等の促進	111,762
負担金収入	80,387	経営革新の促進	82,927
事業収入	778,177	資金等の支援	858,133
補助金収入	939,646	国際ビジネスの支援	31,791
出損金収入	100,287	産業振興施設等の運営	448,682
基金取崩収入	55,000	管理費	363,273
借入金収入	607,480	借入金返済支出	1,510,125
償還金収入	379,363	実施料等還元支出	3,682
特定預金取崩収入	1,569,054	負担金支出	106,831
特定資金収入	184,951	特定預金支出	517,108
雑収入	13,789	特定資金支出	283,870
前期繰越収支差額	1,970	基金繰入金支出	287
設備支援特別事業	655,869	次期繰越収支差額	2,015
		繰戻金、保証金返済金	80,019
		資金収支差額	196,798
		設備支援特別事業費管理費等	96,283
合計	5,551,064	合計	5,551,064



(8) 平成17年度会計別収支状況

(単位：千円)

	会計名	収入(収益)	支出(費用)	収支差引(損益)
1	一般会計	3,560,057	3,559,044	1,013
2	広島起業家センター運営事業特別会計	21,046	20,295	751
3	科学技術振興基金運営事業特別会計	261,171	261,028	143
4	創造的中小企業等育成事業特別会計	318,901	318,834	67
5	国際経済交流事業特別会計	79,411	79,370	41
6	広島TLO運営事業特別会計	32,323	32,323	0
7	産業会館管理運営事業特別会計	307,198	307,198	0
8	産業技術交流センター等管理運営事業特別会計	130,819	130,819	0
9	広島県産業科学技術研究所運営事業特別会計	184,269	184,269	0
10	設備支援事業特別会計	655,869	655,869	0
	合計	5,551,064	5,549,049	2,015

本表の会計単位のうち、1～9については「公益法人会計基準」(昭和60年9月17日 公益法人指導監督連絡会議決定)に準拠して計算書類を作成することとしており、10については「設備貸与機関標準会計基準」(財団法人全国中小企業設備貸与機関協会)に準拠している。

(9) 財団法人ひろしま産業振興機構が交付している補助金等

平成17年度に交付した補助金等

(単位：円)

部/補助金名	交付先	補助金額
総務企画部		
派遣協定負担金	5 民間企業 1 商工会議所	24,000,000
産業科学技術研究所		
派遣協定負担金	3 民間企業	12,945,476
総務企画部		
負担金	(財)ひろしまベンチャー育成基金	1,000,000
経営支援部		
商店街競争力強化推進事業助成金	商店街振興組合等	4,434,000
中心市街地商業活性化推進事業助成金	7 商工会議所 3 商工会	23,597,000
技術振興部		
緊急事業化対応助成事業	9 民間企業	5,450,000
新製品・新商品開発支援事業	7 民間企業	14,407,173
ヤングベンチャーチャレンジ事業	2 民間企業	118,000
計		85,951,649

(10) 財団法人ひろしま産業振興機構の設備資金貸付及び設備貸与制度

① 設備資金貸付制度

(制度の概要)

この制度は、県が財団法人ひろしま産業振興機構に所要資金を無利子で貸付け、財団法人ひろしま産業振興機構が創業又は経営基盤の強化のために設備を導入する小規模企業者等に、所要資金の1/2までを融資する制度であり、その概要は次表のとおりである。

なお、県と財団法人ひろしま産業振興機構は「広島県設備資金貸付事業損失補償契約書」に基づき、金1億円を補償金の総額の限度として、財団法人ひろしま産業振興機構が各年度に被貸付者から徴収すべき貸付金を徴収できないことにより損失を受けたときは、県は財団法人ひろしま産業振興機構に対して補償金を支払うことになっている。

対象者	原則として、従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者及び創業者
貸付限度額	6,000万円
貸付率	1/2以内（新事業計画認定企業は2/3）
利率	無利子
償還期間	3～7年（公害防止施設は12年以内）

過年度からの制度の利用実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
設備資金	件数	73	34	34	46	73	52
	貸付枠	1,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	実績額	526,230	299,740	298,380	514,600	680,730	607,480

平成17年度における設備資金貸付事業は、上表の如く52社に対し607,480千円を貸付けており、その内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		件数	金額	割合(%)	前年比(%)
内訳	建設業	3	31,810	5	70
	製造業	37	493,950	81	83
		(1)	(9,660)		
	運輸・通信業	5	37,300	6	374
	卸売・小売業	1	4,780	1	52

区分		件数	金額	割合(%)	前年比(%)
内訳	サービス業	6	39,640	7	177
		(2)	(5,080)		
合計		52	607,480	100	89
		(3)	(14,740)		

(注)：() の数字は創業者を示す

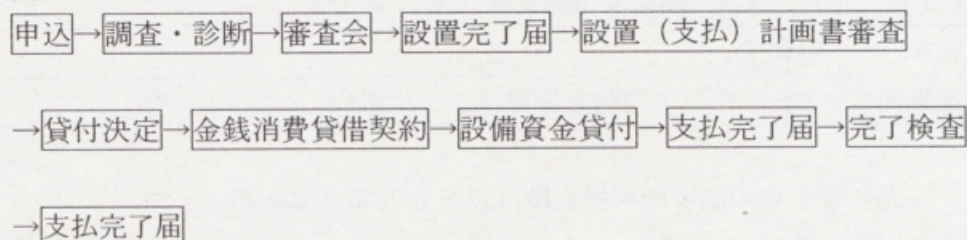
また、平成17年度末現在の滞納状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付残高	未収残高	滞納率
17	2,027,081	875	0.04
	(274)	(1)	

(注)：() の数字は企業数

(貸付手続の流れ)



この貸付手続の流れの中で、資金貸付の適否については審査会で審査されることになっている。

審査会は「小規模企業者等設備導入資金審査委員会設置要綱」に基づいて設置されているが、審査基準は特に作成されていない。

審査委員は、診断報告書及び決算書の内容について総合的に審査した上で、「審査委員会書面審査書」により可・不可の判定をすることになっている。

② 設備貸与制度

(制度の概要)

広島県の商工金融室が財団法人に所要資金の1/2を無利子で貸付け、同機構が機械類の購入を行い、これを企業に割賦販売又はリースするものである。

この設備貸与事業は、創業又は経営基盤の強化を図る小規模企業者等の設備導入を促進・支援する目的で設けられた制度であり、この小規模企業者等に代わって設備を購入し、長期かつ固定の低利で設備貸与(割賦販売・リース)する事業である。

なお、具体的な制度の内容のうち主なものは以下のとおりである。

- ア 対象となる小規模企業者等とは、原則として常時使用する従業員が製造業等は20人以下、商業・サービス業は5人以下の企業をいう。
- イ 対象となる設備は、自己が使用する設備で法定耐用年数が3年以上、設備金額が10万円以上の固定資産に計上されるもので、次に掲げるもの
- a) 創業者の事業のために必要な設備・プログラム
 - b) 経営基盤の強化に必要な設備・プログラム
 - c) 公害防止等施設
- ウ 利用限度額 100万円～6,000万円 但し、創業者で事業を開始していないもの又は事業開始後1年未満の場合 50万円～3,000万円
- エ 償還期間 3～7年（法定耐用年数の範囲内）
- オ 償還方法 約束手形
- カ 保証金 割賦販売の場合は、契約時に設備価格の10%を徴収
- キ 設備の所有権等
割賦販売の場合は完済されるまで財団法人に留保
リースの場合は財団法人
- ク 保証人 原則として2名（場合により担保が必要）
- ケ 県の支援状況 財団法人の貸付総額に対する45%以内の損失補償を行っている。

（過去の利用状況）

（単位：千円）

年度	貸与枠	貸与総額	うち製造業	うちその他
平成15年度	8億円	113,111	96,836	16,275
平成16年度	8億円	187,276	167,326	19,950
平成17年度	6億円	230,384	219,758	10,626

（滞納状況）

（単位：千円）

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
貸与残高			
助成分	786,796(150)	621,621(78)	654,124(71)
県単分	99,192(15)	62,560(9)	40,577(6)
未収残高			
助成分	2,780(3)	258(1)	256(1)
県単分	2,502(1)	0(0)	0(0)

（注）（ ）の数字は企業数

(11) 財団法人ひろしま産業振興機構における消費税の会計処理

① 公益法人の会計処理方式

消費税の会計処理方式には、税込方式と税抜方式があるが、公益法人会計にあっては、消費税の対象外取引及び非課税取引が主要な部分を占めるため、消費税の最終負担者となる法人が多いなどの理由により、税込方式を採用することが適当であるとされている。(日本公認会計士協会公益法人委員会報告第13号「公益法人における消費税の会計処理については(中間報告)」(以下「中間報告」という。))

したがって、財団法人ひろしま産業振興機構においては、一般会計及び特別会計のいずれも消費税の会計処理は税込方式を採用している。

なお、税込方式とは、仕入れ等に係る消費税を資産の取得原価又は経費に含め、売上げ等に係る消費税を収入に含める方式である。

税込方式を採用した場合の会計処理は、「中間報告」においては納付すべき消費税は租税公課(又は消費税)に計上し、還付を受ける消費税は雑収入(又は還付消費税)に計上することとされている。

また、事業年度末においては、納付すべき消費税は未払金(又は未払消費税)に、還付を受ける消費税は未収金(又は未収消費税)に計上することとされているが、金額に重要性がなければ支出又は収入した年度に直接租税公課等に計上することも認められるものとされている。

しかしながら、財団法人ひろしま産業振興機構においては、税込方式を採用しているにもかかわらず、上記に準拠した会計処理は行われていない。

すなわち、財団法人ひろしま産業振興機構においては平成元年の消費税導入から平成16年度まで消費税の費用処理あるいは収益処理が前述の税込方式に準拠してなされていないし、平成17年度の消費税等についても、計算書類において中間納付額23,967,000円が仮払消費税等として貸借対照表の流動資産の部に計上されるのみで租税公課の費用処理がなされていない。

詳細については「2 指摘事項」と「3 指摘事項の説明」において記述している。

② 特別会計を有している場合の処理

特別会計を有している場合には、納付すべき消費税又は還付を受ける消費税は、原則として、発生原因に応じて一般会計と特別会計に按分して処理するものとされている。ただし、発生原因別に按分することが困難な場合又は重要性がない場合には、一括して処理することもできるものとされている。(「中間報告」)

財団法人ひろしま産業振興機構においては、特別会計を有しているにもかか

ならず、上記の按分処理が行われていない。

各会計単位への区分方法の例としては、「中間報告」において三つの方法が示されているが、そのうちの一つは「第1法 各会計単位ごとに発生原因に基づいて、納付（又は還付）消費税額及び控除対象外消費税額を区分する方法」として例示されている。

（12）財団法人ひろしま産業振興機構における産学官プロジェクトの推進

財団法人ひろしま産業振興機構における平成17年度重点施策として、「産学官の連携強化」を掲げている（事業費24億円のうち10億円を占める。）。

その中でも大きな柱の1つとして、以下に述べる「産学官プロジェクト研究の推進」がある。

① 産学官プロジェクト研究の推進の概要

県内産業の発展に資するため、地域への波及効果が極めて高い研究課題について、産学官の英知を結集した共同研究プロジェクトを実施した。

ア プロジェクト研究の推進（事業費650,868千円）

a) 産業再生支援研究開発プロジェクト（基金取崩174,788千円）

県内産業の技術力強化に取り組むため、以下のとおり即効性ある先導的な研究開発プロジェクト2課題を平成14年度後半から開始し、平成17年度末をもって終了した。

i 有機性排水・余剰汚泥の高効率嫌気性処理システムの開発

（基金取崩89,142千円）

ii 自動車軽量化を目的とした難成形材の半凝固・塑性加工法の開発とその最適プロセス設計の開発

（基金取崩85,646千円）

b) 知的クラスター創成事業（文部科学省補助金476,080千円）

広島バイオクラスター形成のため、広島県、広島大学、中国経済産業局及び地域の経済団体等関連機関との連携強化に取り組むとともに、研究開発においても、広島県産業科学技術研究所を中心に、広島大学、県内企業等と引き続き、「医療や医薬品開発（創薬）の周辺分野」から「ヘルスケア製品開発分野」での事業化に向け、産学官共同研究4課題、研究成果の特許化及び育成3課題を実施した。また、平成17年度からは、広島の強みである機械産業との融合に重点を置き、産業クラスター連携プロジェクトとしてバイオ関連機器分野の3課題を新たに実施した。各テーマとその事業費（クラスター本部経費35,574千円を除く。）は、以下のとおりである。

- i トランスジェニックカイコを用いた組換えタンパク質生産系の開発
(68,358千円)
- ii マウスを媒体として増殖させたヒト肝細胞を用いたバイオ産業の創出
(73,484千円)
- iii トランスジェニック技術を活用した鶏卵の新規応用展開技術の開発
(62,985千円)
- iv アレルギーの発症・悪化を防ぐヘルスケア技術開発 (65,040千円)
- v 植物乳酸菌のヘルスケア機能研究と保健機能食品への応用
(49,086千円)
- vi 感染症起因菌の抗菌剤に対する酸性・感受性の迅速識別法の開発
(20,132千円)
- vii 虫菌原因菌選択的溶解酵素の実用化 (24,651千円)
- 以下 viii～x 産業クラスター連携プロジェクト (50,534千円)
- viii 粘弾性インデックスに基づく新しい血管状態リアルタイムモニタリングの開発
- ix アレルギーの免疫治療を支援する高精度アレルゲン分子診断システムの開発
- x 常圧過熱水蒸気及びプラズマベースイオン利用による洗浄滅菌装置の開発
- イ 知的クラスター本部等の体制
 - a) 知的クラスター本部（広島県産業科学技術研究所に設置）
本部長（非常勤）、事業総括（非常勤）、副事業総括（常勤）、科学技術コーディネータ（常勤）及び事務局で構成する。
 - b) クラスター本部会議
本部長をトップに年に1～2回開催する。
 - c) クラスター本部事業推進会議
 - d) 企画評価委員会
 - e) 知的クラスター専門委員会
専門委員会を、各研究テーマの評価機関として位置付け、次の3部会により構成する。
 - ・ 事業化部会
 - ・ 技術部会
 - ・ 特許部会
 - f) 各種アドバイザー

② 知的クラスターの年度計画の策定及び研究委託費の決定

知的クラスターの年度計画は、上記イの（ウ）の「クラスター本部事業推進会議」（原則として、毎週開催）において策定され、予算の範囲内で研究テーマごとの研究委託費が決定される。

2 指摘事項

(1) 財団法人ひろしま産業振興機構の過年度の消費税及び地方消費税の会計処理について

財団法人ひろしま産業振興機構の消費税及び地方消費税（以下消費税等という。）の会計処理について、平成元年の消費税等の導入以降、平成16年度まで以下のような誤りがある。

- ① 還付消費税等があった年度について、その発生年度に収益計上されておらず、預り金として累積されている。
- ② 納付消費税等が発生した年度の納付税額は、同機構は消費税等の会計処理について、税込方式を採用しているにもかかわらず、仮払消費税等として処理し費用処理されていない。この仮払消費税等は平成16年度までは、①の預り金と相殺されている。
- ③ 各会計単位の予算管理上、特別会計において消費税法上課税対象外である人件費に対する消費税相当額（5%）を「人件費」又は「事業経費」として一般会計に対して未払金が計上されており、決算上は同機構の未払金として貸借対照表に計上されている。

この未払金は、翌期において特別会計から一般会計に支払われ、一般会計において預り金として会計処理され仮払消費税等と相殺されている。

- ④ 納付（又は還付）消費税額及び控除対象外消費税額は、原則として、発生原因に応じて各会計単位に区分して経理するものとされている。（公益法人における消費税に会計処理について（中間報告）日本公認会計士協会 平成元年9月5日）

しかしながら、同機構においては、この納付（又は還付）消費税額の一般会計と特別会計への按分が行われていない。

(2) 財団法人ひろしま産業振興機構の平成17年度の消費税及び地方消費税の会計処理について

- ① 税込経理を採用しているにもかかわらず、平成17年度の消費税等の中間納付額23,967,000円が、一般会計において仮払消費税等として計上されている。租税公課として費用処理すべきである。
- ② 平成17年度の消費税等の確定年税額19,312,200円（これ自体が誤りであるがこの点については後述する。）と中間納付額23,967,000円との差額4,654,625円が、未収入金として計上されていない。
- ③ 過年度と同様に各会計単位の予算管理上、特別会計において消費税法上課税対象外である人件費に対する消費税相当額（5%）を「人件費」又は「事業経費」として一般会計に対して未払金が計上されており、決算上は財団法人の未払金として貸借対照表に計上されている。
- ④ 過年度と同様に平成17年度においても、財団法人ひろしま産業振興機構においては、納付（又は還付）消費税額の一般会計と特別会計への按分が行われていない。
- ⑤ とりわけ、広島県の指定管理者に指定されている事業部門（産業会館、産業交流センター、産業科学技術研究所）の特別会計では、按分が行われるか否かにより、広島県からの受託事業収入等の金額に差が出ることになる。

(3) 消費税及び地方消費税の確定申告について

平成17年度の消費税の確定申告において、課税・非課税の区分等の計算誤りがあり、416万円の消費税および地方消費税が納め過ぎとなっている。

また、補助金等の用途の特定方法の選択を変更することにより、更に194万円の消費税及び地方消費税が節税できたはずであり、次期からの消費税等確定申告を見直すべきである。

(4) 法人税の確定申告について

収益事業に係る法人税の確定申告において計算誤りがあり、平成15年度及び平成16年度は修正申告を、平成17年度は法定申告期限から1年以内（平成19年5月31日まで）に更正の請求を行うべきである。

(5) 研究委託経費の額の確定について

研究委託経費の額の確定に当たっては、たとえそれが国（文部科学省）の補助金であっても、その補助金の交付窓口である同機構としては、実績報告書の書面審査だけではなく、補助金の用途について、その支払い事実や取得した備品等の現地確認を事前にした上で、研究委託経費の額を確定すべきである。

(6) 産学官基金プロジェクトや研究委託経費で取得した設備等の管理について

① 産学官基金プロジェクトで取得した熱風発生器について

平成17年11月30日取得の熱風発生器は、本体部分のみが固定資産に計上されているが、本体と消耗品部分を含めた額である351,453円を固定資産として計上すべきであった。

② ソフトウェアの資産計上について

平成18年1月31日に取得されたソフトウェアハイパーワーク1式710,850円は、固定資産に計上されていた。

3 指摘事項の説明

(1) 財団法人ひろしま産業振興機構の過年度の消費税及び地方消費税の会計処理について

① 平成16年度までの還付消費税等は、平成元年の消費税等導入以降累計で194,036,280円にのぼり、同納付税額である仮払消費税等140,716,326円と相殺された残額である53,319,954円が、預り金として「設備支援事業特別会計」の平成17年度の計算書類に計上されている。

ちなみに、平成元年の消費税導入以降に発生した還付消費税及びその後納付消費税と相殺した金額は次表のとおりである。

設備支援事業特別会計消費税一覧表 (単位:円)

年 度	還付消費税	納付消費税	相殺後残高
平成元年度	△49,435,941		△ 49,435,941
2年度	△46,447,669		△ 95,883,610
3年度	△38,739,096		△134,622,706
4年度	△21,302,688		△155,925,394
5年度		14,693,960	△141,231,434
6年度		7,215,185	△134,016,249
7年度		8,918,004	△125,098,245
8年度		1,306,742	△123,791,503
9年度	△28,288,097		△152,079,600
10年度	△ 8,171,182		△160,250,782
11年度	△ 1,651,607		△161,902,389
12年度		30,163,550	△131,738,839
13年度		24,051,247	△107,687,592

年 度	還付消費税	納付消費税	相殺後残高
14年度		15,419,766	△ 92,267,826
15年度		22,547,250	△ 69,720,576
16年度		16,400,622	△ 53,319,954
17年度	(未処理)	(未処理)	△ 53,319,954
計	△194,036,280	140,716,326	△ 53,319,954

この表は、平成元年の消費税導入以降、「雑収入」に計上しなかった還付消費税累計は194,036,280円あり、逆に「租税公課」として「支出の部」に計上しなかった納付消費税累計が140,716,326円あり、更に、未だに「雑収入」に計上していない還付消費税が53,319,954円あることを示している。

財団法人ひろしま産業振興機構においては、一般会計と9つの特別会計があり、「設備支援事業特別会計」は特別事業として「設備貸与機関標準会計基準」に準拠し、事業資金計算書、収益費用計算書、貸借対照表、財産目録が作成されている。また、一般会計と残りの8つの特別会計については、「公益法人会計基準」に準拠するものとされている。

本来、過年度分の還付消費税等及び納付税額である仮払消費税等は、各会計単位に按分すべきであるが、区分することが困難であるので、「設備支援事業特別会計」において平成17年度の貸借対照表上、流動負債である預り金から正味財産に振り替える必要がある。

- ② 納付消費税等が仮払消費税等として処理され、費用処理が行われていない点についても、上述①で述べたように処理すべきである。
- ③ 予算管理上、特別会計において消費税法上課税対象外である人件費に対する消費税相当額(5%)を「人件費」又は「事業経費」として一般会計に対して未払金が計上され、それが計算書類に反映されることは明らかに誤りである。

管理会計上はこのような処理をしても、公益法人会計においては、消費税法上課税対象外である人件費に対する消費税相当額(5%)を「人件費」又は「事業経費」として計上することは許されない。

しかしながら、過年度分のこの誤りについては、平成17年度で訂正するとしても、「雑収入」と「人件費」を同額で減少させることになるため、結果的には平成17年度の計算書類に与える影響はない。

- ④ 財団法人ひろしま産業振興機構における過年度分の納付(又は還付)消費税額の一般会計と特別会計への按分を行うことは困難であるので、平成17年度の計算書類においては、上記①のように修正せざるを得ない。

(2) 財団法人ひろしま産業振興機構の平成17年度の消費税及び地方消費税の会計処理について

指摘事項(2)①から④で指摘した事項について、平成17年度の計算書類において修正した場合、以下のような修正仕訳を起す必要がある。

(公益法人会計)

(借方) 未収入金	4,654,625 円	(貸方) 仮払消費税等	23,967,000 円
租税公課	19,657,500	租税公課	2,675,707
他会計貸付金	2,330,582		
未払金	10,662,551	人件費等	10,662,551

この修正仕訳を、「納付(又は還付)消費税額及び控除対象外消費税額を発生原因に応じて各会計単位に区分して経理する方法」のうち、「各会計単位ごとに発生原因に基づいて、納付(又は還付)消費税額及び控除対象外消費税額を区分する方法(第1法)」により、各会計単位に按分したものが以下の表である。

(単位:円)

会 計 名	確定申告による 按分消費税額	人件費等として未払金 計上している消費税額	差 額
一般会計	3,503,419	0	3,503,419
①起業化センター	700,499	0	700,499
②科学振興基金	△2,675,707	1,301,613	△3,977,320
③中小企業育成	118,249	0	118,249
④国際経済交流	2,166,944	0	2,166,944
⑤広島TLO	440,306	0	440,306
⑥産業会館	5,020,622	3,187,207	1,833,415
⑦交流センター	1,740,242	872,625	867,617
⑧産科研	5,967,219	5,301,106	666,113
⑨設備支援	2,330,582	0	2,330,582
計	19,312,375	10,662,551	8,649,824

(注)「計」欄の差額 8,649,824 円は、結果として⑨設備支援特別会計に配賦し、過去の消費税預り金と相殺されている。

このように、財団法人ひろしま産業振興機構として負担すべき消費税を各会計単位へ適正に按分配賦していないため、各会計単位とも正当な収支状況を表示していないことになる。

この会計処理を改めるためには、一般会計及び各特別会計において以下のような修正仕訳が必要である。

会計単位	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
一般会計	未収入金	4,654,625	仮払消費税等	23,967,000
	租税公課	3,503,419		
	他会計貸付金	15,808,956		
広島起業化センター運営事業特会	租税公課	700,499	他会計借入金	700,499
科学技術振興基金運営事業特会	他会計貸付金	2,675,707	雑収入	2,675,707
	未払金	1,301,613	人件費	1,301,613
創造的中小企業等育成事業特会	租税公課	118,249	他会計借入金	118,249
国際経済交流事業特別会計	租税公課	2,166,944	他会計借入金	2,166,944
広島 TLO 運営事業特別会計	租税公課	440,306	他会計借入金	440,306
産業会館管理運営事業特別会計	租税公課	5,020,622	他会計借入金	5,020,622
	未払金	3,187,207	人件費等	3,187,207
産業交流センター等管理運営事業特会	租税公課	1,740,242	他会計借入金	1,740,242
	未払金	872,625	人件費	872,625
産科研運営事業特別会計	租税公課	5,967,219	他会計借入金	5,967,219
	未払金	5,301,106	人件費	5,301,106

(設備支援事業特別会計)

(借方) 租税公課 2,330,582 円 (貸方) 他会計借入金 2,330,582 円

前述の修正事項を織り込んだ平成17年度の修正計算書類を作成すると以下のようになる。

(公益法人会計)

収支計算書総括表

単位：千円

款	項	修正前	過年度分修正	H17分修正	修正後
当期収入合計		4,893,225		17,647	4,910,872
前期繰越収支差額		1,969			1,969
収入合計		4,895,195		17,647	4,912,842
当期支出合計		4,893,181		23,967	4,917,148
当期収支差額		44		△6,319	△6,319
次期繰越収支差額		2,014		△6,319	△4,305